

寒川町物品会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 30 年 3 月 30 日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町規則第 11 号

寒川町物品会計規則の一部を改正する規則

寒川町物品会計規則(平成 2 年寒川町規則第 5 号)の一部を次のように改正する。

別表第 2 教育委員会の項中

「

学校教育課	課長	指定された職員
-------	----	---------

を

」

「

学校教育課	課長	指定された職員
教育施設・給食課	課長	指定された職員

に

」

改める。

附 則

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。